

議案第15号

清水町防災行政無線戸別受信機分担金条例を廃止する条例の
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町防災行政無線戸別受信機分担金条例を廃止する条例

清水町防災行政無線戸別受信機分担金条例（平成3年清水町条例第
23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。